

# 外食における牛肉の原産地表示のための自主基準の設定等に関する指針

平成 18 年 8 月 10 日  
新潟県農林水産部

## 1 趣旨

米国産牛肉の輸入再開により、消費者は外食で提供される牛肉の原産地について高い関心を持っており、消費者自身の判断により商品選択が行えるよう、外食における牛肉の原産地表示を望む声がより一層高まっている。

このため、外食における消費者の商品選択に資することを目的に、にいがた食の安全・安心条例（平成 17 年新潟県条例第 81 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、外食事業者が自ら提供するメニューに係る牛肉の原産地表示に関する基準（以下「自主基準」という。）の設定及び公開並びに遵守のための基本的事項を定め、牛肉の原産地表示を促進する。

※ （自主基準の設定及び公開）

第 16 条 食品関連事業者は、県民が安全で安心な食品等を選択することができるように、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めるものとする。

2 （略）

## 2 対象となる外食事業者

焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ及び牛丼を提供するすべての外食事業者（以下「外食事業者」という。）

## 3 原産地を表示する原材料

上記 2 のメニューに使用されている牛肉（以下「牛肉」という。）

## 4 自主基準の設定

外食事業者が自主基準を設定する場合は、次のとおり定めるものとする。

項目	内 容
1 原 産 地 の 名 称	○ 牛肉の原産地の名称は、国産品、輸入品及び複数の原産国の牛肉を使用する場合ごとに表示する。 (1) 国産品の場合 国産である旨を表示する。このほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することも可能。 (2) 輸入品の場合 原産国名を表示する。このほか、一般に知られている地名を表示することも可能。 なお、一般に知られている地名を表示する場合は、必要に応じて地名と原産国名を併記するなど、消費者に分かりやすい表示とするように努める。

	<p>(3) 複数の原産国の牛肉を使用する場合</p> <p>ア (1)又は(2)により表示する牛肉の原産地が2か国以上ある場合は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示する。</p> <p>イ (1)又は(2)により表示する牛肉の原産地が3か国以上ある場合は、原材料に占める重量の割合の多いものから2か国を表示し、3か国目以降の原産国を「その他」として、一括して表示できる。ただし、より多くの原産国について情報提供が可能な場合は、積極的に表示する。</p> <p>例：「牛肉（豪州、国産、その他）」</p> <p>ウ (1)又は(2)により表示する牛肉について、使用量の大部分を特定の国から調達し、残りの調達先が変動しやすい場合、当該1か国の名称と使用割合を表示し、その他の原産国を「その他」として表示できる。</p> <p>例：「牛肉は9割以上が豪州産ですが、調達の都合によりその他の国からも仕入れています。」</p>
2 表示 の方法	○ 各メニューに牛肉の原産地を表示する方法のほか、創意工夫を活かして消費者に分かりやすい方法及び表現で原産地を表示する。
3 表示 場所	○ 「顧客の見やすい場所に行くこと」という考え方の下に、創意工夫を活かして適当な場所へ原産地を表示する。
4 表示 管理 等	<p>○ 原材料の原産地を表示するに当たっては、牛肉の原産地情報の管理を徹底し、誤った表示を行わないようにする。</p> <p>○ 常に消費者の視点に立ち、消費者を誤認させるような表示は行わない。</p> <p>○ 原産地表示に当たっては、表示の根拠とした仕入伝票その他関係書類の整理に努めることを通じて、消費者の問い合わせに迅速かつ適正に対応できるようにする。</p>
5 その他	○ 上記1から4の内容以外で、外食事業者が消費者の商品選択に資すると認めたものを、必要に応じて自主基準に付加することができる。

## 5 自主基準の公開

外食事業者は、自主基準を設定した場合、次のいずれかの方法により、当該自主基準を公開するものとする。

- (1) 自らのホームページによる公開
- (2) 店頭掲示による公開
- (3) その他(1)又は(2)と同様の効果が見込まれる方法による公開

## 6 自主基準の遵守

- (1) 外食事業者は、自主基準に基づいた表示が行われるよう、常に原産地の表示状況の点検に努めなければならない。
- (2) 外食事業者は、消費者から要請があれば、積極的に自主基準の遵守状況を説明するものとする。